

<学校法人寄附行為作成例（注釈付き）>

令和元年12月4日制定
令和3年7月12日一部改正
令和6年2月26日一部改正

学校法人〇〇〇〇寄附行為

（沿革） 〇年〇月〇日認可
〇年〇月〇日改正（認可）
〇年〇月〇日改正（認可）

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、学校法人〇〇〇〇と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を長野県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、〇〇な人材を育成することを目的とする。

（設置する学校）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 〇〇高等学校 全日制課程（通信制課程）〇〇科
- (2) 〇〇中学校
- (3) 〇〇小学校
- (4) 〇〇幼稚園
- (5) 〇〇専修学校 〇〇専門課程
- (6) 〇〇各種学校 〇〇科

（収益事業）

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 書籍・文房具小売業
- (2) 飲食料品小売業
- (3)

注 収益事業の種類を記載する場合は、日本標準産業分類の名称を例として具体的に記載します。学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類(平成12年長野県告示第582号)を参照してください。

第3章 機関の設置

(役員及び評議員の設置)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人
- (2) 監事 ○人

2 この法人に、評議員〇〇名を置く。

注 改正私学法においては、役員間の兼務が不可能となった一方で、評議員の数は理事の数を超えればよいとされています。例として役員数を法定の最低数で設定する場合は、理事5名、監事2名、評議員6名（ただし、兼務不可）が必要です。

また、役員内の特別利害関係人の数について規制が厳しくなっています。（国資料P30 参照）

注 都道府県知事所轄法人における設置義務はありませんが、会計監査人を設置する場合は下記の条文を追加してください。

3 この法人に、会計監査人〇名を置く。

注 租税特別措置法第40条の特例の適用を受けようとする場合は、理事の定数は6名以上以上とする必要があります。（詳細は税務署等所轄の機関に確認してください）

(例1：評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関は、評議員会とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、全ての評議員とする。
- 3 監事は、理事選任機関に対し必要な報告を行おうとするときは、理事長に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事長は、理事選任機関を招集しなければならない。

(例2：独立した理事選任機関を置く場合)

(理事選任機関)

第7条 この法人の理事選任機関の構成員は、理事〇名、評議員〇名、学外有識者〇名とする。

- 2 理事選任機関の構成員は、理事選任機関選考会議の決議によって選任する。
- 3 理事選任機関の構成員の任期は、〇年とする。
- 4 理事選任機関は、当該理事選任機関の決議によって定められた者が招集する。
- 5 理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。
- 6 理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
- 7 理事選任機関の決議は、理事選任機関の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって

行う。

- 8 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（第4項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
- 9 理事選任機関の議事録その他理事選任機関の運営に関し必要な事項は、理事選任機関運営規程で定める。

（例3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合）

（理事選任機関）

第7条 この法人に、次の理事選任機関を置く。

- (1) 理事会
 - (2) 評議員会
 - (3) 外部理事選任委員会
- 2 理事選任機関の構成員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 理事会 全ての理事
 - (2) 評議員会 全ての評議員
 - (3) 外部理事選任委員会 学外有識者〇名
 - 3 外部理事選任委員会の構成員は、外部理事選任委員選考会議の決議によって選任する。
 - 4 外部理事選任委員会の構成員の任期は、〇年とする。
 - 5 外部理事選任委員会は、外部理事選任委員会の決議によって定められた者が招集する。
 - 6 評議員会以外の理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。
 - 7 評議員会以外の理事選任機関は、前項の評議員会の意見を十分に参酌し、理事を選任しなければならない。
 - 8 外部理事選任委員会の決議は、外部理事選任委員会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 9 監事又は評議員会は、理事選任機関に対し必要な報告又は求めを行おうとするときは、理事選任機関招集権者（理事会又は評議員会にあっては理事長をいい、外部理事選任委員会にあっては第5項に規定する者をいう。以下この項及び第29条第1項第5号において同じ。）に対し、理事選任機関の招集を請求することができる。この場合において、理事選任機関招集権者は、理事選任機関を招集しなければならない。
 - 10 外部理事選任委員会の議事録その他外部理事選任委員会の運営に関し必要な事項は、外部理事選任委員会運営規程で定める。

注 理事選任機関の構成等具体的内容は法人の判断で結構（上記例1～3以外の規定も不可ではない）ですが、構成員、人数、任期、構成員の選任方法などは寄附行為に規定する必要があります。また、理事会、評議員会以外の外部機関を置く場合、その運営方法についても規定します。

第4章 理事会及び理事

第1節 理事の選任及び解任等

(例1：評議員会を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから評議員会において選任した者 ○名
 - (2) 前号に規定するもののほか、評議員会において選任した者 ○名
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(例2：第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから理事選任機関において選任した者 ○名
 - (2) 前号に規定するもののほか、理事選任機関において選任した者 ○名
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

(例3：理事会、評議員会及び第三者機関を理事選任機関とする場合)

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 校長のうちから理事会において選任した者 ○名
 - (2) 評議員会において選任した者 ○名
 - (3) 外部理事選任委員会において選任した者 ○名
- 2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。
- 3 理事選任機関は、それぞれ、理事の数が第1項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の理事を選任することができる。

注 校長理事など職務、属性に応じて理事となる方も選任機関の選任行為が必須となります。

(理事の資格及び構成)

第9条 理事の選任に当たっては、私立学校法第31条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(理事の任期)

第10条 理事の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 理事は、再任されることができる。

注 理事の任期は変更可能ですが、4年を超えることはできません。また、監事、評議員の任期を超えることもできません。

注 定時評議員会の開催時期（日）によってずれが生じる恐れがあるので、任期は「〇年間」とは規定しないでください。

例：令和8年4月就任の理事の任期は令和12年4月までに終了する最終の会計年度（令和11年度）に関する定時評議員会（令和12年4～6月に開催）までなので、期間に直すと4年を超える場合があります。

例2：令和8年10月就任の理事の任期は、上記同様、令和12年10月までに終了する最終会計年度（令和11年度）に関する定時評議員会（令和12年4～6月に開催）までとなり、期間に直すと4年未満（3年6月～8月）です。

（理事の解任及び退任）

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するときは、当該理事を選任した理事選任機関の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 理事としてふさわしくない非行があったとき

2 理事が前項各号のいずれかに該当するときは、評議員会は、当該理事を選任した理事選任機関に対し、当該理事の解任を求めることができる。

3 前項の場合において、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたとき、又は当該理事の解任を求める旨の評議員会の決議があった日から2週間以内に理事選任機関による解任がされなかったときは、評議員は、当該議案が否決された日又は当該決議があった日から2週間を経過した日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

4 理事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

注 理事選任機関を評議員会のみとする場合は、第2項は削除、第3項（第2項に繰り上げ）を下記のとおりに変更して第4項の繰り上げを行ってください。

2 理事が前項各号のいずれかに該当し、理事の職務の執行に関し不正の行為または法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該理事の解任を求める旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該議案が否決された日から30日以内に、訴えをもって当該理事の解任を請求することができる。

注 「2週間」、「30日以内」は法定の期間のため寄附行為で変更することはできません。

(理事に欠員を生じた場合の措置)

第12条 理事は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の理事が選任されるまでは、なお理事としての権利義務を有する。

2 理事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会及び理事の職務等

(理事会の構成)

第13条 理事会は、全ての理事で組織する。

(理事会の権限)

第14条 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

注 理事会において法律で規定されたもの以外の職務(権限)を行うこととする場合には寄附行為に規定が必要です。

(理事の職務)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの寄附行為で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

3 理事(理事長を除く。)のうち〇名以内を代表業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。代表業務執行理事を解職するときも、同様とする。

4 理事(理事長及び代表業務執行理事を除く。)のうち〇名以内を業務執行理事とし、理事会の決議によって選定する。業務執行理事を解職するときも、同様とする。

5 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

6 代表業務執行理事は、この法人を代表し、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

7 業務執行理事は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐してこの法人の業務を掌理する。

8 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、代表業務執行理事〔又は業務執行理事〕がその職務(理事長に事故があるときに当該職務を行う者が別に定められている職務を除く。)を行う。

注 理事長は、必ず「理事会で」、「選定または解職」する必要があります。理事選任機関や評議員会、充て職で理事長を定めることはできません。

注 代表業務執行理事、業務執行理事を置かない場合は第3項、第4項、第6項、第7項、第8項は不要(要削除)です。

(代表権の制限)

第 16 条 理事長〔及び代表業務執行理事〕以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

注 代表業務執行理事を置かない場合は、〔〕内は不要（要削除）です。（次条も同じ）

(理事の報告義務)

第 17 条 理事長〔、代表業務執行理事及び業務執行理事〕は、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 3 節 理事会の運営

(招集)

第 18 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 理事長が、前項の請求のあった日から 5 日以内に、その請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しない場合には、招集を請求した理事は理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対して、会議の日時及び場所並びに会議の目的である事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 7 前 2 項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

注 作成例では理事長を招集担当とする規定としていますが、法律のとおり理事長以外を理事会招集担当とすることも可能です（寄附行為への規定が必要）。その場合、第 3 項、第 4 項の規定は書き方を変更する必要があります。

(運営)

第 19 条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 前条第 2 項及び第 4 項並びに第 29 条第 2 項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

注 理事長以外の理事を議長とすることも可能です。

(決議)

第 20 条 理事会の決議は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる理事の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) この寄附行為の変更

- (2) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (3) 基本財産の処分
- (4) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）その他予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (5) 残余財産の帰属者の決定
- (6) 収益を目的とする事業に関する重要な事項

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、理事の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (2) この法人の合併

4 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

注 従来の「可否同数の場合は、議長の決するところによる」旨の規定は不適當である旨が国から明示されています。

注 収益事業を行わない場合は、第2項第6号の規定は不要です。

注 オンラインによる参加は可能ですが、書面開催は不可とされています。

（業務の決定の委任）

第21条 法令及びこの寄附行為の規定により理事会において決定しなければならない事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

（議事録）

第22条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名。第47条第2項において同じ。）又は記名押印し、理事会の日から10年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

注 議事録の保管期間は法定のため、短縮できません。

第5章 監事

第1節 選任及び解任等

（監事の選任）

第23条 監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

3 評議員会は、監事の総数が〇名を下回ることとなるときに備えて、補欠の監事を選任することができる。

注 監事は評議員会が選任する必要があります。また、監事は他の役員や法人職員、子法人の役員や職員と兼職することはできません。

(監事の資格)

第 24 条 監事の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならない。

(監事の任期)

第 25 条 監事の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 監事は、再任されることができる。

注 監事の任期は変更可能ですが、6 年を超えることはできません。また、理事の任期より短くすることもできません。

注 定時評議員会の開催時期（日）によってずれが生じる恐れがあるので、任期は「〇年間」とは規定しないでください。理事の場合（第 10 条）と同じです。

(監事の解任及び退任)

第 26 条 監事が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 監事としてふさわしくない非行があったとき

2 監事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該監事を解任する旨の議案が評議員会において否決されたときは、評議員は、当該評議員会の日から 30 日以内に、訴えをもって当該監事の解任を請求することができる。

3 監事は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

注 監事の解任は評議員会の決議による必要があります。

注 「30 日以内」は法定の期間であるため、寄附行為で変更することはできません。

(監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続)

第 27 条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の会議の目的とすること又は監事の選任に関す

る議案を評議員会に提出することを請求することができる。

- 3 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べるができる。
- 4 監事を辞任した者は、辞任後最初に招集される評議員会に出席して、辞任した旨及びその理由を述べるができる。
- 5 理事は、前項の者に対し、同項の評議員会を招集する旨並びにその日時及び場所を通知しなければならない。

(監事に欠員を生じた場合の措置)

第 28 条 監事は、第 6 条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の監事が選任されるまでは、なお、監事としての権利義務を有する。

- 2 監事のうち、その定数の 2 分の 1 を超えるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

第 2 節 職務等

(監事の職務)

第 29 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (3) 理事会及び評議員会に出席して意見を述べること。
- (4) この法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行の状況に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、これを理事会及び評議員会並びに長野県知事(当該報告が理事の業務の執行に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告すること。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又はこの寄附行為により監事が行うこととされた職務

- 2 前項第 5 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も、同様とする。

注 理事会、評議員会の招集担当者の設定に応じて、第 1 項第 5 号の規定は変更が必要です。

注 「5 日以内」、「2 週間以内」の期間は法定の期間であるため、寄附行為で変更することはできません。

(調査権限等)

第 30 条 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、この法人の子法人に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他私立学校法施行規則で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくはこの寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

注 子法人が存在しない場合には第 2 項は不要であるため、削除の上、第 3 項を第 2 項に繰り上げてください。

(理事の行為の差止め)

第 31 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第 6 章 評議員会及び評議員

第 1 節 評議員の選任及び解任等

(例 1 : 評議員会で評議員を選任する場合)

(評議員の選任)

第 32 条 評議員は、次の各号に掲げる者とし、評議員会において選任する。

(1) この法人の職員のうちから選任した者 ○○名

(2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から選任した者 ○○名

(3) 学識経験者の中から選任した者 ○○名

2 前項第 1 号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

3 評議員会は、評議員の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

4 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする。

5 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

(例 2 : 充て職や複数の機関で評議員を選任する場合)

(評議員の選任)

第 32 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) この法人の職員で評議員会において選任した者 ○○名

- (2) ○○○○学校校長
 - (3) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、評議員会において選任した者 ○○名
 - (4) 学識経験者の中から、第 4 号評議員選任委員会において選任した者 ○○名
- 2 前項第 1 号及び第 2 号に定める評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。
 - 3 第 1 項第 2 号に定める評議員は、その職を退いた場合であっても、退任以後最初に招集される定時評議員会の終結の時までは、なお評議員の職を失わないものとする。
 - 4 第 4 号評議員選任委員会は、学外有識者○名で構成する。
 - 5 評議員会及び第 4 号評議員選任委員会は、それぞれ、評議員の数が第 1 項各号に掲げる数を下回ることとなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 6 評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないよう配慮して行うものとする。
 - 7 法令及びこの寄附行為に定めるもののほか、評議員の選任及び解任に関し必要な事項は、評議員選任・解任規程において定める。

注 評議員の選任・解任の方法は法令の資格及び構成の要件を満たす限り学校法人で設定することができます。(理事または理事会を選出機関に含めることも可能。)

○職員が 1 人以上含まれること。ただし、職員評議員は評議員総数の 3 分の 1 を超えてはならないこと。

○学校の卒業生で 25 歳以上の者は 1 人以上含まれること。

○理事または理事会選出の評議員は総数の 2 分の 1 を超えることができない など

注 法令及びこの寄附行為に定められた選任・解任に関する事項の他に評議員の選任、解任に必要な事項を定める場合は、寄附行為に要件を追加するか、別途「評議員選任・解任規定」を策定する必要があります。(例 1 : 第 32 条第 5 項 / 例 2 : 第 32 条第 7 項)

(評議員の資格)

第 33 条 評議員の選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項、第 46 条第 2 項及び第 3 項並びに第 62 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守しなければならない。

(評議員の任期)

第 34 条 評議員の任期は、選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

注 評議員の任期は変更可能ですが、6 年を超えることはできません。また、理事の任期より短くすることもできません。

注 定時評議員会の開催時期(日)によってずれが生じる恐れがあるので、任期は「○年

間」とは規定しないでください。理事（10条）、監事（25条）の場合と同様です。

（評議員の解任及び退任）

第35条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該評議員を選任したものの決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 評議員としてふさわしくない非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する。

- (1) 任期の満了
- (2) 辞任
- (3) 死亡

3 評議員は、第6条に定める定数を下回ることとなったときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、後任の評議員が選任されるまでは、なお、評議員としての権利義務を有する。

注 解任の事由は学校法人において設定することが可能ですが、社会通念上合理的かつ適切な内容であることが求められます。

注 原則として評議員の選任権者に解任権限を付与してください。

第32条で「例1（評議員会で評議員を選任）」を選択、準拠して寄附行為を作成した場合、第35条第1項本文「当該評議員を選任したものの決議」は「評議員会の決議」に変更することが可能です。

第2節 評議員会及び評議員の職務等

（評議員会の構成）

第36条 評議員会は、全ての評議員で組織する。

（評議員会の職務等）

第37条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

2 理事会は、次の各号に掲げる事項についての決定をするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 重要な資産の処分又は譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 予算及び事業計画の作成又は変更
- (4) 役員及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準の策定又は変更
- (5) 収益事業に関する重要事項
- (6) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに定める事項を除く寄附行為の変更

- (7) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議する。

- (1) 私立学校法第23条第1項第1号から第3号まで及び第5号から第15号までに係る寄附行為の変更
- (2) 私立学校法第109条第1項第1号に定める事由による解散
- (3) 合併

注 収益事業を行わない場合は第2項第5号の規定は不要（要削除）です。

注 第2項第7号から第9号までの規定は学校法人の判断により削除が可能です。ただし、第9号の規定については、予期しない重要事項が生じた際の意見聴取の根拠として規定を残すことを推奨します。

注 第3項各号に定める事項については学校法人の判断により意見聴取事項とすることが可能です。ただし、その場合は第2項の意見聴取事項として明記してください。

（理事の行為の差止めの求め）

第38条 評議員会は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるときは、監事に対し、第31条の請求を行うことを求めることができる。

2 前項の場合において、当該行為によってこの法人に回復することができない損害が生ずるおそれがあるにもかかわらず、評議員会において前項の請求を行うことを監事に求める旨の決議が否決されたとき、又は当該請求を行うことを監事に求める旨の評議員会の決議があった後遅滞なく当該請求その他の手続が行われなときは、評議員は、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

（責任追及の訴えの求め）

第39条 評議員会は、役員又は清算人が任務を怠ったことによってこの法人に損害が生じた場合には、書面又は電磁的方法により、理事長（理事の責任を追及する場合には監事）に対し、役員又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求めることができる。

（開催）

第40条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

注 定時評議員会の開催時期は変更可能ですが、6月以外に設定する場合は、「4月」、「5月」、もしくは「毎会計年度終了後3月以内」と規定してください。

※決算の報告を評議員会に行う必要があるため、4～6月の間に必ず評議員会を行った上で計算書類を作成（資産変更登記を含めて6月末まで）する必要があります。

(招集)

第 41 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員の総数の 3 分の 1 以上の評議員は、共同して、理事長に対し、一定の事項を評議員会の会議の目的とすることを請求することができる。この場合において、その請求は、評議員会の日の 20 日前までにしなければならない。

4 評議員会を招集する場合には、理事会において、次に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項

(3) 会議の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）について、議案が確定しているときはその概要、議案が確定していないときはその旨

(4) 私立学校法施行規則で定める事項

5 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

注 理事長以外の理事を評議員会招集担当者とするのが可能です。その場合、第 1 項から第 3 項までの規定を修正してください。

注 第 5 項の期間の短縮は不可能ですが、評議員全員の同意がある場合は招集の手続を経ることなく評議員会の開催が可能です。

(評議員による招集)

第 42 条 前条第 2 項の規定による請求があった日から 20 日以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合には、同項の規定による請求をした評議員は、共同して、長野県知事の許可を得て、評議員会を招集することができる。

2 前項の評議員は、その全員の協議により、前条第 4 項各号に掲げる事項を定め、他の評議員に対し、書面又は電磁的方法（他の評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

3 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

注 「20 日以内」の期限は法定の期間であるため、寄附行為で変更することはできません。

(監事による招集)

第 43 条 第 29 条第 2 項の規定により監事が評議員会を招集する場合には、監事は第 41 条第 4 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項を定め、評議員に対し、書面又は電磁的方法（評議員の承諾を得た場合に限る。）により通知しなければならない。

2 前項の通知は、会議の 1 週間前までに発しなければならない。

(招集手続の省略)

第 44 条 前 3 条の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の合意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(運営)

第 45 条 評議員会に議長を置き、評議員の互選によって定める。

注 評議員会の議長選任方法は学校法人の判断で変更可能ですが、選任範囲、方法について合理的な説明ができる方法とする必要があります。

(決議)

第 46 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 私立学校法第 92 条第 1 項に規定する決議

3 前 2 項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任を免除する決議は、議決に加わることができる評議員の全員一致をもって行わなければならない。

4 評議員は、書面又は電磁的方法により評議員会の議決に加わることができる。

注 評議員会の決議要件は法定の要件から変更することはできません。

注 オンライン参加は可能ですが、書面開催は不可とされています。

(議事録)

第 47 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

注 第 2 項の規定による場合は、出席した評議員全員の署名（記名押印）が必要です。署名担当者を定める場合は下記のとおり変更してください。

2 議事録には、議長、出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上及び出席した監事が署名又は記名押印し、評議員会の日から 10 年間、これを事務所に備えて置かなければならない。

(役員の出席等)

第 48 条 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会に出席しなければならない。

2 理事長〔、代表業務執行理事、業務執行理事〕及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければな

らない。

注 代表業務執行理事、業務執行理事を置かない場合は、[] 部分を削除してください。

第7章 理事会と評議員会の協議

(例1：理事・評議員協議会を設置する場合)

(理事会及び評議員会の協議)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事会又は評議員会は、理事長に対し、理事・評議員協議会の開催を求めることができる。この場合において、理事長は、求めのあった日から20日以内に、理事・評議員協議会を招集しなければならない。

2 理事・評議員協議会の構成員は、理事〇名、評議員〇名とし、それぞれ理事会及び評議員会において選定する。

3 理事・評議員協議会の構成員は、理事・評議員協議会に出席し、誠実に協議を行わなければならない。

4 理事・評議員協議会の決議は、理事・評議員協議会の構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

5 理事会又は評議員会は、理事・評議員協議会の決議の結果を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

6 理事・評議員協議会の運営に関し必要な事項は、理事・評議員協議会運営規程において定める。

(例2：理事会が丁寧に説明し、再度評議員会で決議する場合)

(理事会及び評議員会の協議)

第49条 法令又はこの寄附行為の定めるところにより理事会の決議及び評議員会の決議を必要とする事項について理事会と評議員会の決議が異なる場合、理事長は、更に審議を尽くすために、当該事項を会議の目的である事項として、再度評議員会を招集することができる。

2 全ての理事は、前項の評議員会に出席し、前項の事項に関し改めて必要な説明を行うものとする。

3 評議員会は、前項の理事の説明を十分に尊重して、再度決議を行わなければならない。

注 本条文は学校法人の判断により削除可能ですが、理事会と評議員会の決議が分かれた場合の取り扱いを明確にするため、規定しておくことを推奨します。

なお、一定の要件、手続下の下でいずれかの決議を不要とする規定を設けることはできません。

第8章 予算及び事業計画等

(会計年度)

第50条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(予算及び事業計画)

第51条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会で決議

しなければならない。これに変更を加えようとするときも、同様とする。

注 予算及び事業計画の作成及び変更は特定の理事に委任等することはできません。

(役員及び評議員の報酬)

第 52 条 役員及び評議員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第 53 条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

2 理事は、前項の規定に基づく責任の免除（理事の責任の免除に限る。）に関する議案を理事会に提出するには、各監事の同意を得なければならない。

3 第 1 項の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく、私立学校法第 92 条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には○か月以内に当該異議を述べるべき旨を評議員に通知しなければならない。

4 評議員の総数の 10 分の 1 以上の評議員が前項の期間内に同項の異議を述べたときは、第 1 項の規定に基づく責任の免除をしてはならない。

5 第 1 項の決議があった場合において、当該決議後に同項の役員に対し退職慰労金その他の私立学校法施行規則で定める財産上の利益を与えるときは、評議員会の決議による承認を受けなければならない。

注 本規定の責任免除は私立学校法第 93 条第 1 項に基づくものであり、削除することも可能ですが、削除した場合は同条に基づく責任免除の根拠が消失します。

注 第 3 項の意義申し立て期間は 1 ヶ月未満とすることはできません。

(責任限定契約)

第 54 条 理事（理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及びこの法人の職員である理事を除く。以下この条において「非業務執行理事」という。）又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金〇〇万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法第 92 条の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事又は監事と締結することができる。

注 役員と責任限定契約を締結しない場合は削除可能です。また、「できる」規定なので、規定した上で契約を結ばないことも可能です。

規定する場合には「金〇〇万円」の部分に具体的金額を定める必要があります。
(※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 115 条参照。寄附行為で非業務執行理事等の損害賠償責任の最低額を定め、該当理事等と個別に契約を交わし、実際の損害賠償責任の最低額を定めます。)

第9章 資産及び会計

(資産)

第55条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第56条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産〔及び収益事業用財産〕とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産〔又は収益事業用財産〕に編入する。

注 収益事業を行わない場合は、第1項及び第5項の〔〕内は不要（要削除）です。
また、同様に、第4項も全文が不要（要削除）となります。

(基本財産の処分の制限)

第57条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の決議によって、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第58条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第59条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第60条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

- 2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

注 収益事業を行わない場合、第2項は不要（要削除）です。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第61条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会で決議しなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

注 基本財産の処分や借入金、その他予算外における新たな義務の負担又は権利の放棄は理事会の決議事項であるため、特定の理事に委任等することはできません。

(事業報告及び決算)

第 62 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 計算書類
- (4) 計算書類の附属明細書
- (5) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 5 号の書類の内容を定時評議員会に報告し、その意見を聴かななければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

注 第 1 項の書類作成、第 2 項の評議員会への報告は理事長以外とすることも可能です。その場合、「理事長」とする部分を変更してください。

注 収益事業を行わない場合は、第 3 項は不要（要削除）です。

(財産目録等の備置き及び閲覧等)

第 63 条 この法人は、毎会計年度終了後 3 月以内に役員等名簿（役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。以下第 3 項及び第 69 条第 2 号において同じ。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前条第 1 項各号及び前項の書類、監査報告、役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類並びにこの寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供し又はこれらの書類の謄本若しくは抄本を交付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について評議員以外の者から同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせ又は交付をすることができる。

(資産総額の変更登記)

第 64 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

第 10 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第 65 条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議（私立学校法第 23 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 5 号から第 15 号に定める事項を除く寄附行為の変更にあつては、評議員会への諮問。次項において同じ。）を得て、長野県知事の認可を受けな

なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、長野県知事に届け出なければならない。

注 第 37 条の規定と連動する必要があります。

本条第 1 項の () 内の記述は、第 37 条第 2 項第 6 号の規定と整合をとってください。
また、第 37 条第 3 項の項目を意見聴取事項に変更し、寄附行為の変更全体について決議ではなく意見聴取事項とする場合は、第 65 条の規定を以下のとおりとってください。

(寄附行為の変更)

第 65 条 この寄附行為を変更しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、長野県知事の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、私立学校法施行規則に定める届出事項については、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、長野県知事に届け出なければならない。

第 11 章 解散及び合併

(解散)

第 66 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議及び評議員会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 長野県知事の解散命令

- 2 前項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、長野県知事の認可を受けなければならない。

注 第 37 条の規定と連動する必要があります。

第 37 条第 3 項の項目を意見聴取事項に変更し、解散について意見聴取事項とする場合は、第 66 条の規定を以下のとおりとってください。

(解散)

第 66 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会の決議による決定
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能
- (3) 合併
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 長野県知事の解散命令

- 2 理事会は、前項第 1 号の決議をするときは、あらかじめ、評議員会の意見を聴かななければならない。

- 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、長野県知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第 67 条 この法人が解散した場合（合併又は破産手続開始の決定によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会の決議により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

注 残余財産の帰属者は寄附行為に規定しておく必要があります。

(合併)

第 68 条 この法人が合併しようとするときは、理事会の決議及び評議員会の決議を得て、長野県知事の認可を受けなければならない。

注 第 37 条の規定と連動する必要があります。

第 37 条第 3 項の項目を意見聴取事項に変更し、合併について意見聴取事項とする場合は、第 68 条の規定を以下のとおりとしてください。

(合併)

第 68 条 この法人が合併しようとするときは、あらかじめ評議員会の意見を聴き、理事会の決議を得て、長野県知事の認可を受けなければならない。

第 12 章 補則

(情報の公表)

第 69 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- (2) 計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書、監査報告、財産目録、役員等名簿並びに役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類を作成したとき これらの書類の内容

注 本条は必須ではありませんが、法律上の努力義務規定に基づく条文であるため、積極的に検討いただく必要があります。

(公告の方法)

第 70 条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する方法により行う。

注 公告は上記規定を変更した上で学校の掲示板上に掲載する方法によることも可能です。

(施行細則)

第 71 条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、長野県知事が認可した日（○年○月○日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりと〔し、その任期は、第9条の規定にかかわらず○年○月○日までと〕する。

理事（理事長） ○○○○

理事 ○○○○

．．

．．

．．

監事 ○○○○

監事 ○○○○

- 3 ○年○月○日までの間は、第20条第1項第2号中「学校を卒業した者」とあるのは、「学校に在学する生徒（園児）の父母若しくは保護者」と読み替えるものとする。

注 以下、改正附則。改正の都度書き加えます（通常は、経過を残すため削除しません）。

設立当初の附則

附 則

- この寄附行為は、長野県知事が認可した日（○年○月○日）から施行する。

附 則

．．．．．

設立後、変更した履歴の附則

今回の改正に伴う附則（例）

附 則

- 1 この寄附行為は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この寄附行為の施行の際現に在任する役員及び評議員の定数、資格及び構成については、令和7年度の定時評議員会の終結の時までは、なお従前の例による。この場合において、評議員のうちから、この寄附行為の定めるところにより選任された理事については、当該終結の時に、この法人と協議の上、理事又は評議員のいずれかを辞任しなければならない。
- 3 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、令和7年度の定時評議員会の日よりも前に任期が満了するものの任期については、その終期を令和7年度の定時評議員会の終結の時まで伸長する。
- 4 この寄附行為の施行の際現に在任する役員又は評議員であって、私立学校法第31条、第46条及び第62条の資格及び構成を満たすものの任期は、残任期間と同一の期間とする。ただし、当該期間の満了の時が令和9年度の定時評議員会の終結の時以後である場合は、当該終結の時までとする。
- 5 前項の理事又は評議員の解任は、なお従前の例による。
- 6 ~~第32条第1項第2号〔第3号〕中「設置する学校を卒業した者」とあるのは、学校の卒業生が年齢25年以上になるまでの間、「園児児童生徒の父母」と読み替える。~~

注 附則内、第2項から第5項の書き方はいくつかパターンが考えられます。

(国資料P38 以下及び国HP掲載の「都道府県所管法人寄附行為例(解説版)」のP47以下を参照ください)

本寄附行為作成例では、基本的な形と思われる規定のパターンをお示ししますので、学校法人において異なる記載を行いたい場合は、個別にご相談をお願いします。

※特に、令和7年3月31日までに任期が切れる役員の任期を延長したい場合、当該役員の任期期限内に認可を受けて附則を施行する必要があるため、事務処理の可否を含めて個別にご相談ください。

注 附則第2項の後半、「この場合において」以降の一文ですが、この部分で理事と評議員の兼務解消を図っています。

【資料】私立学校法の改正に伴う学校法人の対応について」でも言及しましたが、役員、評議員の退任に関する事項は学校法人と役員等において決定いただくべきものですので変更することも可能ですが、本規定をそのまま採用する場合でも該当の役員(評議員)には丁寧な説明が必要ですので、留意してください。

注 第6項について、設立当初から上記趣旨の規定を設けている場合(本寄附行為作成例「設立当初の附則」の第3項など)は、新たな附則に同一の条項を加える必要はありません。

なお、評議員に卒業生を1人以上含めるのは法定の要件であるため、本規定は「年齢要件を満たす方が出るまで経過措置を認める」趣旨であって、「適当な人材がない」等の理由で例外を認める趣旨ではないとお考えください。